



第162号 (昭和50年6月・7月号)

関係法令	1
学内規則	1
富山大学教育学部規則の一部改正	1
富山大学経済学部規則の全部改正	2
富山大学放射性同位元素委員会の規則の一部改正	6
富山大学放射性同位元素総合実験室運営規則の一部改正	7
富山大学文書処理規則の一部改正	8
富山大学公印管理規則の一部改正	8
諸会議	9
人事異動	9
学内諸報	10
附属図書館工学部分館長の改選	10
富山医科薬科大学の創設準備について	10
学内レクリエーション	10
海外渡航者	10
職員消息	11
主要日誌	11

## 関係法令

(官報掲  
載月日)

### 法律

- 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律 (42) 6・21
- 学校教育法の一部を改正する法律 (59) 7・11
- 義務教育諸学校の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律 (62) 7・11

### 政令

- 勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令 (186) 6・21
- 国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令 (199) 6・27
- 特別児童扶養手当法等の支給に関する法律施行令 (207) 7・4
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 (212) 7・4
- 国家公務員共済組合法による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令 (232) 7・29

### 省令

- 教育職員免許法施行規則及び教員資格認定試験規程の一部を改正する省令 (文部26) 6・6

### 規則

- 俸給の特別調整額の一部を改正する規則 (人事院9-17) 7・30

## 学内規則

### 富山大学教育学部規則の一部改正

富山大学教育学部規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和50年6月27日

富山大学長 林 勝次

#### 富山大学教育学部規則の一部を改正する規則

富山大学教育学部規則 (昭和27年4月18日制定) の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(他の大学における授業科目の履修等)

**第6条の2** 学則第12条の2の規定により、他の大学又は外国の大学において、当該大学の授業科目を履修しようとするときは、教授会の承認を得て、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、履修できる期間は、おおむね1年を限度とし、この期間を卒業に要する在学年数に算入するものとする。

3 第1項の規定により、履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て30単位を超えない範囲で、本学部の単位として認定することができる。

第19条の次に次の1条を加える。

(特別聴講学生)

**第19条の2** 学則第70条の2の規定により、他の大学又は外国の大学の学生で本学部の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該大学と協議のうえ教授会の議を経て、特別聴講学生として入学させることができる。

2 第16条及び第19条の規定は、特別聴講学生に準用する。

附 則

この規則は、昭和50年6月27日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

## 富山大学経済学部規則の全部改正

富山大学経済学部規則の全部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和50年6月27日

富山大学長 林 勝次

### 富山大学経済学部規則の全部を改正する規則

富山大学経済学部規則(昭和29年4月6日制定)の全部を次のように改正する。

#### 富山大学経済学部規則

(趣 旨)

**第1条** この規則は、富山大学学則に基づき、富山大学経済学部(以下「本学部」という。)の授業、履修、試験、卒業及び聴講生に関する事項等を定める。

(学 科)

**第2条** 本学部に次の学科を置く。

経済学科

経営学科

(授業、履修方法)

**第3条** 授業科目は一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目とする。

2 一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目の履修方法は、富山大学教養部規則の定めるところによる。

3 専門教育科目の履修方法は、この規則の定めるところによる。

**第4条** 本学部における専門教育課程の履修期間は2年6月とし、これを5学期に分ける。

**第5条** 本学部専門教育科目の授業は、一般講義、特殊講義、外国書講読、演習及び卒業論文とする。

**第6条** 学生は、専門教育科目として別表(1)の定めるところにより、必修科目26単位、選択必修科目58単位以上、合計84単位以上を修得しなければならない。

**第7条** 選択必修科目の単位の修得方法は、次のとおりとする。

(1) 経済学科の学生は、経済学系の授業科目の中から24単位以上、経営学系の授業科目の中から8単位以上、法学・社会学系の授業科目の中から8単位以上を修得しなければならない。

(2) 経営学科の学生は、経営学系の授業科目の中から24単位以上、経済学系の授業科目の中から8単位以上、法学・社会学系の授業科目の中から8単位以上を修得しなければならない。

**第8条** 授業科目の履修は、原則として4単位を基準とする。ただし、外国書講読は1単位を基準とする。

**第9条** 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、原則として教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。

(2) 演習及び外国書講読については、原則として教室内における2時間の演習又は外国書講読に対して教室外

における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の演習又は外国書講読をもって1単位とする。

**第10条** 学生は、履修並びに受験しようとする授業科目について、あらかじめ所定の履修届を提出しなければならない。

**第11条** 本学部学生が他学部の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ所定の手続きにより学部長を経て当該他学部長の許可を得なければならない。

**第12条** 他学部の学生が所属学部長を経て本学部の授業科目の履修を願い出たときは、学部長はこれを許可することができる。

2 前項の履修手続きについては、第10条の規定を準用する。

(試験、課程の修了認定)

**第13条** 所定の授業科目を履修し、試験に合格した者には単位を認定する。

2 試験は原則として筆記試験とし、学期末に行う。ただし、授業担当教官が必要と認めたときは、教授会の承認を得て他の方法によることができる。

**第14条** 病気、就職選考、忌引その他やむを得ない事由により正規試験を受験できなかった者は、試験終了後5日以内に所定の願書にその事由を詳細に記入し、証明書類を添えて追試験の許可を願い出ることができる。

2 追試験の方法及び実施の期日については、教授会が定める。

**第15条** 成績判定は、優、良、可、不可の評語で表わし、可以上を合格、不可を不合格とする。

**第16条** 本学部にて4年以上在学し、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て学部長が課程修了を認定する。

**第17条** 本学部を卒業した者に対しては、経済学士と称することを認める。

(転学部、転学科、転入学、編入学)

**第18条** 転学部、転学科、他の大学からの転入学及び編入学(学士入学を含む。以下「転学部等」という。)を希望する者があるときは、本学部各学科において、専門教育課程移行の際に定員に余裕がある場合に限り、選考のうえ教授会の議を経てこれを許可することができる。

**第19条** 転学部等を希望する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 願書
- (2) 所属学部長の受験承認書又は在籍する大学の受験許可書
- (3) 所属学部、在籍する大学又は卒業した大学における成績調書
- (4) 履歴書
- (5) 健康診断書

(経済学専攻科)

**第20条** 専攻科の学生は、別表(2)の定めるところにより、必修科目18単位、選択科目12単位以上、合計30単位以上を修得しなければならない。

2 専攻科学生の履修方法、試験、課程の修了認定については、この規則の専門教育科目に関する規定を準用する。

(聴講生)

**第21条** 聴講生として入学を希望する者があるときは、選考のうえ教授会の議を経て許可することができる。

**第22条** 聴講希望者は、各学期開始前に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 願書
- (2) 履歴書(写真添付)
- (3) 健康診断書
- (4) 在職中の者は、所属長の承認書

**第23条** 聴講生に対しては、その履修した授業科目について試験の結果に基づき、履修証明書を交付することができる。

**第24条** 聴講生のうち、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者に対しては、試験の



営 学 系	会計	工税	業務	会会	計計		2	2	会 学 系	法	商 商	法 法	II(商行為・手形・小切手) III(海商・保険)		4	2		
	管理会計	子標準 財監 経コ	算原 務營 査一	統価 管分 計一	制算 理論 析計		4	4		社会法	労経		働 済	法 法		4	4	
	経営工学	経情 経品	営報 シ 営質	機 ス テ 数 管	械 化 ム	論論 学理		4		4	社会学	社産 社	会業 会	学社 心	総 会 理	論 学 学		4
							4	4	共通	演卒 外		業 論		習 文 詠*	4	6	4	

備考

- 1 経済学の授業科目中、経済原論Ⅰ、Ⅱのいずれか1科目4単位を必修科目とし、他の1科目は選択必修科目とする。
- 2 この表に掲げる授業科目の他特殊講義をおくことができる。

経営学科

系 列	授業科目		単位数		系 列	授業科目		単位数							
	必 修	選 択 必 修	必 修	選 択 必 修		必 修	選 択 必 修								
経 済 学 系	経済学	経済原論Ⅰ(近 代ク ス 経済学)	4	4	経 営 学 系	人管理 事論	労働 人	務 管 間	理 学 論	4	2	2			
	経済史	経西日 済洋本 史経 経	4	4		経営環 境論	経産 産消	業業 費者	営構 公 行 動	史論 論論	4	4	2		
	経済政策	経商工農社 済業業 業会	4	4		国経 際論	国貿 多 国	際 易 籍	金 理 融 業	論 論 論	4	4	4		
	財政金融論	財地財貨景 政幣 及	4	4		流通論	流マ物保倉交 一ケテ 流 庫通	通 テ イ ン グ	論 論 論 論 論	4	4	2	2	2	
	統計学	統計量 計 計	4	4		経営実務論	経外貿商コ ン ビ ユ	営 実 務 一 タ	為 英 一 実	論 替 務 語 習	4	2	4	2	2
	経地理学	経日海 済本外 地産 業事	4	4		憲法	憲行税政 治			法 法 法 学	4	4	2	4	
経 営 学 系	経営学	経経シ生公 営営 ス 産 企 業 管 業	4	2	民法	民民法 法 法	I(総則・物権) II(債権・相続) III(親族・手形・小切手)		4	4	2				
	財務会計	簿工税 業 務 記 記 会 会	4	2	商法	商商 商 法 法	I(総則・手形・小切手) II(商行為・海商) III(保険)		4	4	2				
	管理会計	子標準 財監 経コ	4	4	社会学	社産 社	会業 会	学社 心	総 会 理	論 学 学	4	2	4		

経営工学	経営情報	経営情報	機械工学	化学	論議学理	4 4 4 2	共通	演習	卒業	外国	業書	論講	習文	4 6 4
------	------	------	------	----	------	------------------	----	----	----	----	----	----	----	-------------

備考

- 1 経済学の授業科目中、経済原論Ⅰ、Ⅱのいずれか1科目4単位を必修科目とし、他の1科目は選択必修科目とする。
- 2 この表に掲げる授業科目の他特殊講義をおくことができる。

別表(2)

経済学専攻科授業科目及び単位数

専攻名	授業科目	単位数	
		必修	選択
経 理 經 營 專 攻	経済政策特殊問題		4
	財政学特殊問題		4
	貨幣及び金融論特殊問題		4
	景気論		4
	統計学特殊問題		4
	各国経済事情		4
	株式会社経営論		4
	公企業経営論		4
	経営組織論	4	
	経営学特殊問題		4
	労務管理特殊問題		4
	財務管理特殊問題		4
	企業形態特殊問題		4
	経営史		4
	管理会計論	4	
	会計組織論		4
会計学特殊問題		4	
原価計算特殊問題		4	
民商法特殊問題		4	
経済法特殊問題		4	
労働法特殊問題		4	
演習		4	
研究報告		6	

富山大学放射性同位元素委員会規則の一部改正

富山大学放射性同位元素委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和50年6月27日

富山大学長 林 勝次

富山大学放射性同位元素委員会規則の一部を改正する規則

富山大学放射性同位元素委員会規則(昭和40年1月1日制定)の一部を次のように改正する。

第1条中「放射性同位元素委員会」を「富山大学放射性同位元素委員会」に改める。

第2条第5号中「放射線取扱主任者(その代理者を含む。以下同じ。)」を「室長、放射線取扱主任者及びその代理者」に改める。

第3条第1項及び第2項中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

第3条第1項中「各号の」を「各号に掲げる」に改め、同条同項第1号を削り、同条同項第4号中「放射線取扱主任者」を「室長、放射線取扱主任者及びその代理者」に改め、同条同項第2号を第1号とし、第3号から第5号までを順次1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「第2号及び第3号」を「第1号及び第2号」に、「任命する。」を「命ずる。」に改める。

第4条を次のように改める。

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第6条の見出しを次のように改める。

(専門委員会)

第7条を次のように改める。

(幹事)

**第7条** 委員会に次の各号に掲げる幹事を置く。

- (1) 庶務部長
- (2) 経理部長
- (3) 施設課長
- (4) その他、委員長が必要と認めたる者

2 幹事は、委員会の会務について委員を補佐し、事務を掌る。

第8条第2項中「関する規定は、委員会において」を「関し必要な事項は、」に改める。

**附 則**

この規則は、昭和50年6月27日から施行する。

## 富山大学放射性同位元素総合実験室運営規則の一部改正

富山大学放射性同位元素総合実験室運営規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和50年6月27日

富山大学長 林 勝次

### 富山大学放射性同位元素総合実験室運営規則の一部を改正する規則

富山大学放射性同位元素総合実験室運営規則（昭和40年4月22日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 実験室長（以下「室長」という。）、放射線取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）及びその代理者（以下「代理者」という。）は法令に定める放射線取扱主任者の資格を有する職員のうちから、放射性同位元素委員会の指名に基づき、学長が命ずる。

第2条第3項中「前項の」を「前項の室長、」に改める。

第5条第1項中「放射線障害の危険を排除するため」を「放射線による障害を防止するため」に改め、同条第2項中「各号の」を「各号に掲げる」に改め、同条同項第1号中「取扱主任者」を「室長、取扱主任者」に改め、同条同項第2号中「および」を「及び」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項第2号及び第3号の委員は、学長が命ずる。

第6条中「室長の諮問に応じて」を削る。

第7条の見出しを削り、第8条の見出しを次のように改める。

(補 則)

第8条中「規定」を「規則」に改め、「内規として」を削り、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第6条及び第7条を順次2条ずつ繰り下げ、第8条の前に次の1条を加える。

**第7条** 委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第5条第4項及び第5項中「第2項」を「第1項」に改め、第5条第2項を第6条とし、第5条第3項、第4項及び第5項を第6条第2項、第3項及び第4項とする。

**附 則**

この規則は、昭和50年6月27日から施行する。

### 富山大学文書処理規則の一部改正

富山大学文書処理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和50年7月11日

富山大学長 林 勝次

#### 富山大学文書処理規則の一部を改正する規則

富山大学文書処理規則（昭和24年12月2日制定）の一部を次のように改正する。

この規則中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

別表中「富大厚 第 一 号 厚生課所管のもの」の次に

「富大保 第 一 号 保健管理センター所管のもの」を加える。

（様式第3号）を次のように改める。

（様式第3号）

#### 郵便物発送簿

月 日	記号番号	発信者	受信者	摘 要	発送 種別	量目	金額	はがき		郵 便 切 手										計	取扱 者印					
								普通	往復	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円		
月 日																										
月 日																										
月 日																										
月 日																										
月 日																										
月 日																										
月 日																										
月 日																										
月 日																										
月 日																										
月 日																										
月 日																										

#### 附 則

この規則は、昭和50年7月11日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

### 富山大学公印管理規則の一部改正

富山大学公印管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和50年7月11日

富山大学長 林 勝次

#### 富山大学公印管理規則の一部を改正する規則

富山大学公印管理規則（昭和48年3月13日制定）の一部を次のように改正する。

この規則中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「行なう」を「行う」に改める。

第2条第4項中「学生部長」を「学生部長,保健管理センター所長」に改める。

別表第2の学生部の項の次に

保健管理 センター	富山大学保健管理 センター所長の印	23	厚生課長	保健係長	
--------------	----------------------	----	------	------	--

を加える。

#### 附 則

この規則は、昭和50年7月11日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。



諸 会 議

第4回評議会（6月27日）

〔報告事項〕

- (1) 昭和50年度国立大学長会議について
- (2) 国大協第56回総会について
- (3) 国大協第4常置委員会について
- (4) 昭和51年度富山大学大学院薬学研究科（修士課程）及び工学研究科（修士課程）学生募集要項について

〔審議事項〕

- (1) 富山大学放射性同位元素委員会規則の一部改正(案)について
- (2) 富山大学放射性同位元素総合実験室運営規則の一部

改正（案）について

- (3) 富山大学教育学部規則の一部改正（案）について
- (4) 富山大学経済学部規則の全部改正（案）について
- (5) 富山大学附属図書館工学部分館長候補者について
- (6) 昭和51年度入学試験問題作成主任委員について
- (7) 昭和50年度当初学内予算配分（案）について
- (8) 昭和51年度概算要求について

第5回評議会（7月11日）

〔審議事項〕

- (1) 昭和51年度富山大学入学者選抜方法等並びに学力検査実施教科・科目について
- (2) 富山大学公印管理規則の一部改正(案)について
- (3) 富山大学文書処理規則の一部改正(案)について
- (4) 昭和50年度特別昇給定数（教官）の配分について
- (5) 学生課外活動部室建設費について

人 事 異 動

異動区分	発令年月日	氏 名	発令前の所属官職	異 動 内 容	発 令 者
採用	50. 6. 9	荒 川 規 子		事務補佐員（施設課）	富山大学長
	50. 6. 16	奥 村 成 盛		技能補佐員（施設課大工）	富山大学長
	"	岡 田 博 子		事務補佐員（経理部主計課）	"
	50. 7. 1	内 免 俊 孝		助手（経済学部）	富山大学長
	50. 7. 16	藤 井 栄 吉		文部事務官（教育学部）	富山大学長
昇任	50. 6. 1	杉 本 啓 郎	文部技官（教育学部）	助手（教育学部）	富山大学長
	"	宮 原 龍 郎	助手（薬学部）	助教授（薬学部）	文 部 大 臣
	"	吉 井 三 夫	講師（教養部）	"（教養部）	"
配置換	50. 6. 1	門 田 重 利	文部技官（和漢薬研究所）	文部技官（薬学部）	富山大学長
	"	栗 山 政 彦	"（薬学部）	"（和漢薬研究所）	"
	"	渡 茂 二	臨時用務員（薬学部作業員）	臨時用務員（和漢薬研究所作業員）	"
転任	50. 6. 1	森 正 明	九州大学医療技術短期大学部助手衛生技術科	助手（和漢薬研究所）	富山大学長
	"	奥 村 喜 代 志	富山工業高等専門学校学生課寮務係長	文理学部学務係長	"
	50. 6. 1	門 田 重 利	文部技官（薬学部）	文部技官（和漢薬研究所）	富山大学長
	"	手 崎 政 男	教授（文理学部）	評議員（50. 6. 1～52. 5. 31）	文 部 大 臣
	"	中 川 正 之	"（"）	"（"）	"
	"	丸 山 豊 一	"（教育学部）	"（"）	"
	"	坂 井 誠 一	"（"）	"（"）	"

併任	50.6.1	志 甫 伝 逸	教授(薬学部)	評議員(50.6.1~52.4.1)	文 部 大 臣
	"	西 荒 介	" ( " )	" (50.6.1~52.5.31)	"
	"	井 上 浩	" (工学部)	" ( " )	"
	"	大 井 信 一	" ( " )	" ( " )	"
	50.6.16	森 正 明	助手(和漢薬研究所)	助手(薬学部)	富山大学長
	50.7.1	有 沢 一 男	教授(教養部)	保健管理センター所長(50.7.1~52.6.30)	文 部 大 臣
	50.7.13	加 川 幸 雄	教授(工学部)	附属図書館工学部分館長(50.7.13~52.7.12)	文 部 大 臣
	50.7.16	越 森 哲	文部技官(富山工業高等専門学校学生課)	施設課(50.7.16~51.3.31)	富山大学長
事務取扱	50.7.1	林 勝 次	富山大学長	保健管理センター所長事務取扱(免)	文 部 大 臣
休職	50.7.1	坪 田 卓	文部事務官(工学部作業員)	休職期間 50.12.31まで	富山大学長
死亡	50.7.5	安 間 基	施設課設備係長		富山大学長
辞職	50.6.8	民 谷 紀 代 美	事務補佐員(施設課)		富山大学長
	50.6.16	沖 野 雪 子	文部事務官(工学部)		富山大学長
	50.6.17	中 村 信 子	事務補佐員(文理学部)		富山大学長
	50.7.1	高 倉 弘 一	事務補佐員(経済学部)		富山大学長

## 学 内 諸 報

### 附属図書館工学部分館長の改選

宮下分館長の任期が昭和50年7月12日に満了することに伴う次期分館長候補者の選考は、昭和50年6月21日開催の評議会において2名の候補者について行われ、全員の賛同を得て加川幸雄教授が選出された。任期は昭和50年7月13日から2年である。

### 富山医科薬科大学の創設準備について

本年10月1日、富山医科薬科大学が開学する運びになっている。このため富山大学では創設準備組織要項に基づき、

創設準備室を設け創設準備に関する諸業務を進めつつあるが、本年9月30日限り、前記の要項が廃止されることに伴い、創設準備室、創設準備委員会及び専門委員会も同日限り廃止となり、以後の諸業務は、新設の富山医科薬科大学に引き継がれる。

### 学内レクリエーション

#### ▶野球大会

実施月日 6月28日(土) 午後1時

場 所 富大グラウンド

入 賞 優 勝 工学部チーム

次 勝 経済・図書館・短大チーム

### 海 外 渡 航 者

氏 名	所 属	官 職	渡航の種類	渡 航 先 国	目 的	期 間
小林 信之	工学部	助教授	海外研修旅行	アメリカ合衆国	第3回アメリカ結晶成長会議出席並びにアメリカ合衆国における結晶成長に関する研究機関の視察。	50.7.13 } 50.8.8

松本 賢一	文理学部	教授	海外研修旅行	アメリカ合衆国	高エネルギーでのレプトンと光子の相互作用に関する1975国際研究集会出席及びS L A C (スタンフォード線型加速器センター)夏の研究会出席並びに研究のため。	50.7.16 } 50.9.4
木村 正康	富山医科薬科大学創設準備室	教授	外国出張	デンマーク, フィンランド, ベルギー, スイス, オランダ	第6回国際薬理学会での研究発表及び大学研究施設視察。	50.7.18 } 50.8.8
木村 郁子	薬学部	助手	外国出張	デンマーク, フィンランド, ベルギー, スイス, オランダ	第6回国際薬理学会での研究発表及び大学研究施設視察。	50.7.18 } 50.8.8
杉村 修	教育学部 附属中学校	教諭	海外研修旅行	アメリカ合衆国	アメリカの大学における集中講座の受講, 一般家庭での生活, 学校訪問及び大陸横断旅行を通じて広くアメリカの文化, 教育, 地理等について理解を深める。	50.7.25 } 50.9.23

## 職員消息

### <新任者>

#### 事務局

事務補佐員 荒川 規子  
" 岡田 博子  
技能補佐員 奥村 成盛

#### 文理学部

文部事務官 奥村喜代志

#### 経済学部

助手 内免 俊孝

#### 薬学部

助手 辻 堯

#### 和漢薬研究所

助手 森 正明

### <住所変更>

#### 薬学部

助教授 小泉 徹  
助手 的場 勝英

#### 工学部

助手 長谷川 淳

#### 教養部

教授 有沢 一男

#### 経営短期大学部

講師 亀田 速穂

### <電話架設>

#### 教育学部

講師 山野井敦徳 ☎  
" 山地 啓司 ☎  
" 西川 友之 ☎

#### 薬学部

助教授 脇 功巳 ☎

## 主要日誌

### 本 部

6月2日 東海北陸地区国立大学事務局長懇話会(於 富山大学)  
2~3日 昭和50年度国立大学学生部次長, 課長, 国立高専学生課長会議(於 都道府県会館)  
3~5日 第24回東海北陸地区国立大学長会議(於 富山大学)  
3~4日 国立学校及び所轄機関等庶務部課長会議(於 一橋講堂)  
4日 第22回国立大学学生部次長協議会(於 東京大学)  
5日 国大協第4常置委員会(於 国大協会議室)  
9日 富山医科薬科大学創設準備委員会  
10日 富山医科薬科大学創設準備委員会  
12日 レクリエーション委員会  
補導協議会  
文部省共済組合北陸地区共同事業運営委員会

- 12～13日 第17回薬学系国立大学事務局長会議（於岡山大学）  
昭和50年度留学生交流研究協議会（於岡山大学）
- 16～17日 国大協第56回総会（於国立教育会館）
- 17日 社会教育主事講習運営委員会
- 18日 国立大学長会議（於国立教育会館）
- 19日 国大協事務連絡会議（於学士会館）
- 19～20日 富山医科薬科大学創設準備実地調査
- 21日 保健管理センター委員会  
北陸三県大学学生芸術交歓会運営委員会（於金沢大学）
- 24日 施設整備委員会
- 27日 第1回大学院委員会  
第4回評議会
- 28日 富山医科薬科大学創設準備委員会
- 7月7日 富山医科薬科大学創設準備委員会  
社会教育主事講習開講式
- 8日 保健管理センター委員会  
富山医科薬科大学開学連絡会議（於富山県庁）  
入試管理委員会と入学者選抜方法研究委員会の合同会議
- 10日 文部省給与監査
- 11日 第5回評議会
- 14日 辰口研修センター運営協議会（於金沢大学）
- 15日 授業料減免選考委員会
- 21日 放射性同位元素委員会
- 22日 保健管理センター委員会
- 28日 公務員宿舎委員会  
文部省共済組合北陸地区共同事業運営委員会（於富山大学）
- 29日 文部省共済組合北陸地区体育大会（於富山大学、富山商船高専）  
施設整備委員会  
富山医科薬科大学創設準備委員会
- 30日 富山医科薬科大学創設準備委員会

### 文 理 学 部

- 6月4日 教授会  
文学科教官会議  
文学科紀要委員会
- 6日 選考委員会（数学）
- 25日 教授会  
人事教授会

- 学部補導委員会  
文学科図書委員と紀要委員との合同会議
- 7月2日 定期健康診断（内診）
- 8日 理学科教室主任会議
- 9日 選考委員会（生理学）  
文学科図書委員会  
立山研究室運営委員会
- 12日 各学科、専攻科前学期授業13週終了
- 14日 教授会  
学部補導委員会
- 19日 理学科教室主任会議
- 21日 立山研究室開設

### 教 育 学 部

- 6月4日 紀要編集委員会  
日本教育大学協会第二部会理事会・評議員会（於東京学芸大学）
- 5日 日本教育大学協会第二部会評議員会（於東京学芸大学）
- 6日 日本教育大学協会代議員会（於東京国立博物館）  
精神薄弱児教育研究発表会
- 6～7日 日本教育大学協会北陸地区第二部会技術・職業・職業指導部会研究協議会（於呉羽ハイッ）  
日本教育大学協会北陸地区第二部会音楽科研究協議会（於新潟大学）
- 11日 紀要編集委員会  
閉回路テレビ委員会
- 13日 中学校教育研究発表会
- 18日 教務委員会
- 19～20日 春季全国教育学部長会議（於山形大学）
- 21日 閉回路テレビ放送
- 23日 附属学校プール開き
- 23～24日 日本教育大学協会北陸地区第二部会美術研究協議会（於上田市）
- 24日 予算委員会
- 25日 教授会  
定期健康診断
- 30日 教育実習委員会
- 7月2日 予算委員会
- 7日～8月9日 社会教育主事講習
- 9日 予算委員会
- 10日 日本教育大学協会附属学校検討委員会

- 16日 教授会  
教務委員会
- 19日 前学期授業終了  
附属中学校終業式  
附属幼稚園終業式
- 21日 補導委員会
- 21～23日 補講
- 23日 人事教授会  
附属小学校終業式
- 28日 日本教育大学協会第一部会

### 経済学部

- 6月7日 研究報告会
- 10日 日本海経済研究所運営委員会
- 11日 第5回人事教授会  
第5回教務委員会  
第3回教授会
- 7月2日 学部職業補導委員会  
学部施設整備委員会
- 3日 学部図書委員会
- 4日 定期健康診断（学生及び職員）
- 9日 第6回教務委員会  
第4回教授会
- 12日 前学期授業12週終了  
就職に関する説明会
- 14日 夏季休業

### 薬学部

- 6月4日 教授会
- 10日 工作室運営委員会  
薬学会富山地区委員会
- 11日 研究科委員会  
教授会
- 19日 薬学部・研究所教授懇談会
- 20日 医科薬科大関係施設小委員会
- 21日 薬学会北陸支部第40回例会（於 金沢大学）
- 24日 薬学部・研究所教授懇談会
- 25日 研究科委員会  
教授会
- 7月2日 定期健康診断
- 3日 共同利用研究施設装置管理運営委員会
- 7日 工作室運営委員会
- 9日 教授会

### 教授懇談会

- 11日 共同利用研究施設装置管理運営委員会
- 16日 特別講演（「薬学教育におけるカリキュラムについて」日本薬学会会頭 高木敬次郎）
- 21日 予算委員会  
薬学部・研究所教授懇談会
- 28日 教授会  
学部図書委員会
- 30日 特別講演（「組織培養細胞の核分裂」東京大学教授 山田正篤 外1名）

### 工学部

- 6月18日 X線間接撮影  
研究科委員会  
専任教授会
- 20日 レクリエーション委員会
- 25日 工場運営委員会
- 7月2日 将来計画委員会
- 3日 教務委員会
- 12・13日 教職員レクリエーション（三方五湖）
- 21日 学科主任会議
- 23日 一般教授会  
専任教授会  
研究科委員会
- 26日 工学部、北信越工協共催 特別講演会

### 教養部

- 6月11日 教養部改革小委員会
- 18日 教授会  
教授のみの教授会  
図書委員会
- 7月9日 定期健康診断
- 16日 教務委員会  
教授会

### 和漢薬研究所

- 6月3日 第4回教授会
- 7日 研究所開所1周年記念祝賀会  
昭和51年度概算要求事項事情説明（於 本部会議室）
- 10日 工作室小委員会（於 薬学部）
- 11日 研究科委員会（於 薬学部）

- 11～12日 第34回文部省所轄並びに国立大学附置研究所長会議（於 東京学士会館）
- 13日 文部省所轄並びに国立大学附置研究所事務長会議（於 東京学士会館）
- 19日 薬学部・研究所合同教授懇談会（於 薬学部）
- 24日 薬学部・研究所合同教授懇談会（於 薬学部）
- 25日 研究科委員会（於 薬学部）
- 26日 第5回教授会
- 7月2日 定期健康診断（内診）
- 3日 共通機器委員会（於 薬学部）
- 7日 「和漢薬シンポジウム」編集会議
- 11日 共通機器委員会（於 薬学部）
- 15日 第6回教授会
- 16日 薬学会会頭高木敬次郎京大教授を囲む懇談会
- 21日 薬学部・研究所合同教授懇談会
- 26～27日 職員レクリエーション（乗鞍スカイライン・飛騨大鐘乳洞）

### 附属図書館

- 6月4日 国立大学図書館協議会理事会（於 山口防長苑）
- 5～6日 第22回国立大学図書館協議会総会（於 山口市民会館）
- 11日 事務打合せ会
- 12日 事務打合せ会
- 7月1日 商議会
- 2日 国立国会図書館長と大学図書館長との懇談会（於 金沢大学）
- 4日 定期健康診断
- 10日 人事事務監査
- 12日 時間外開館休止（夏季休業による）
- 15日 事務打合せ会

編集 富山大学庶務部庶務課  
富山市五福3190

印刷所 第一共同印刷株式会社  
富山市太郎丸1220-2  
電話 ㊦0196代